

事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地律師事務所 / 日本部
パートナー弁護士 法学博士 熊琳

第280回 最高裁が発表した2025年独占禁止典型事例（下）

前回に続いて、2025年9月に中国最高人民法院（以下「最高裁」という。）が発表した独占禁止典型事例4と5を解説する。

◇典型事例の要点

4、「コンクリート企業」水平的独占協定

▽事件概要

建設会社W社は2017年3月にコンクリート会社H社とコンクリート単価を定めた売買契約を締結した。双方は翌年9月に単価を1立方メートルあたり90元引き上げる補充契約を結び、その後2020年4月までにW社はH社から累計5192.5立方メートル購入した。

2021年6月、市場监督管理局は、H社と建材会社J社が2014年4月から2019年3月まで市場の分割による水平的独占協定を結び価格を固定したとし、行政処罰を課した。当時現地のコンクリート生産業者は当該2社のみだった。

2023年4月、W社はH社の水平的独占協定に起因する損害賠償請求訴訟を提起した。第一審はH社に対し46万7325元の賠償命令を下したが、H社はこれを不服とし控訴した。

▽終審判決の要点

（1）W社とH社の売買契約・補充契約は、正常で公平な市場競争条件下ではなくH社の水平的独占協定期間中に締結・履行されたもので、単価引き上げもH社の独占協定の結果であり、それによるW社の損失を合理的に推定できる。

（2）本件で自由市場競争によるコンクリート価格の獲得は困難で、W社とH社の売買契約・補充契約上の約定価格はいずれもH社が水平的独占協定で固定した価格である。第一審はW社が主張する補充契約と売買契約の単価の差額を損失額として正確に認定しており、少なくとも損失が売買契約と補充契約の差額である90元に総購入量5192.5立方メートルを乗じた46万7325元を下回ることではない。

（3）H社が原料費高騰など非独占要素による値上げを主張する場合、取引価格への影響レベルに関する立証と合理的説明が必要で、証明できない場合はその不利な結果を負うべきだが、H社の立証及び合理的説明がないことから、取引単価引き上げ額に基づく第一審の損失額計算は妥当である。結果、最高裁は上訴を棄却し原判決を維持した。

▽参考意義

本件は違法な独占協定期間中における被害側の損失推定原則を明確にした。また、違法側が非独占要素を主張した場合の挙証責任及び法的結果の明確化により、被害側の立証責任負担を軽減した。

5、「ホルムアルデヒド販売市場」の水平的独占協定

▽事件概要

S社(需要側)とX社(供給側)は、売買契約第8条「競業条項」で、「供給側は需要側の顧客企業情報を秘密保持しなければならない、約定地域以外の別地域で流通させてはならず、供給側若しくはその代理業者が需要側の川下企業と知らずに取引した場合、7営業日以内に供給停止を命じる」と定めていた。

契約締結後、X社は某省エネ会社とホルムアルデヒドの購買契約・枠組契約を締結した。S社は、X社がS社の顧客への配送という便宜を利用し、S社の顧客と直接取引したことは「競業条項」違反にあたるとして訴訟を提起し、管理費50万円の支払いを請求した。第一審は売買契約第8条について、市場分割や競争を制限する独占禁止条項ではなく、顧客情報保護の条項であり、公平性を著しく欠いていないため、その合法性と有効性を認めたが、X社がS社の顧客情報を利用したとする事実根拠は不十分であるため、X社の違約は成立しないとし、S社の請求を棄却した。S社はこれを不服とし上訴した。

▽終審判決の要点

(1) X社とS社には、サプライヤーと販売業者という川上川下関係に加え、湖北省某地域のホルムアルデヒド販売市場における競争関係も存在する。売買契約第8条は事実上市場を2つに分け、X社はS社の川下顧客とは取引をしてはならないが、S社の川下顧客以外との取引制限はないとしている。つまり、S社とX社の売買契約は当該地区のホルムアルデヒド取引市場の分割による水平的独占協定に該当し、これによりX社は合法的経営権の制限を受け、S社の川下顧客との取引の自由を奪われた。

(2) S社は売買契約第8条に基づいてX社の違約責任を主張したが、当該条項は無効と認定すべきものであり、S社の主張に契約根拠はない。第一審の判決は、X社の違約不成立理由に不正確な点があったものの、結論は正確であった。結果、終審判決は上訴を棄却し原判決を維持した。

▽参考意義

最高裁第二審判決は、市場を分割し反競争的な効果を持つ競業禁止条項は無効とすべきことを明確にした。

◇日系企業へのアドバイス

今回の独占禁止関連5事例における行政権力の濫用、業界協会による独占禁止法違反、罰金額の設定、損失推定原則、立証責任の分配、競業禁止条項の効力などの判決基準は日系企業の経営業務に影響する恐れもあるため、判例に対する理解を深め、コンプライアンス審査に取り入れるべきである。

《上海・華東》

会通新材、高温耐性ナイロンなど生産へ＝上海市に拠点

中国ニュースサイトの中証網が27日に伝えたところによると、上海証券取引所の新興ハイテク企業向け市場「科创板」に上場するプラスチックメーカー、会通新材料(安徽省合肥市)は上海市南部の金山区で生産拠点を確保し、高温耐性ナイロンやスーパーエンジニアリングプラスチック「ポリエーテルエーテルケトン(PEEK)」など新製品を生産する。設備導入などに約8100万元(約17億円)を投じる。